

平成21年11月26日招集

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成21年11月26日（木）午後1時30分開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号から第4号までの上程説明
並びに総括審議

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年11月26日（木）午後1時30分 開会

○議長（常泉健一君） ただいまから平成21年第2回臨時会を開会します。

現在の出席議員は25名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

午後1時30分 開議

○議長（常泉健一君） 直ちに本日の会議を開きます。

————— ☆ ————— ☆ —————

議会運営委員会委員長の報告

○議長（常泉健一君） 最初に、今臨時会の運営につき、閉会中に議会運営委員会を開会し、種々協議を行いましたので、その内容について議会運営委員会委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 伊藤すすむ君。

（議会運営委員会委員長 伊藤すすむ君登壇）

○議会運営委員会委員長（伊藤すすむ君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る11月10日に招集告示されました平成21年第2回臨時会の運営につき、昨日、委員会を開き、種々協議いたしましたので、その内容について報告いたし、皆様方の御協力をお願いするものでございます。

最初に、会期については、今臨時会の付議事件であります議案の内容を勘案し、本日1日とすることといたします。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定に続いて、議案第1号から第4号までの上程説明並びに総括審議を議題といたします。議案の委員会付託につきましては、議案の内容から省略することといたします。

市長から提案理由の説明を行った後、議案調査のため休憩をとり、再開後、議案に対する質疑を行い、討論・採決を行うことといたしました。

以上が、今定例会の運営に関する協議決定事項であります。運営上、新たな問題が生じた際は、議会運営委員会において協議の上、処理していくことといたしました。議員皆様方の御理解、御協力を重ねてお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

諸 般 の 報 告

○議長（常泉健一君） 次に、本日招集されました臨時会のため、市長並びに関係行政機関に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおりの出席報告がありました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（常泉健一君） 本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

会議録署名議員の指名

○議長（常泉健一君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本件については、会議規則第81条の規定により、議長から指名します。

会議録署名議員に

11番 ますだ よしお 君

12番 田 丸 たけ子 君

の2名を指名します。

————— ☆ ————— ☆ —————

会 期 の 決 定

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日1日とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（常泉健一君） ここで報告します。本日、市長から今臨時会に提出するための議案の送付があり、これを受理しお手元に配付しました。また、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償の決定及び和解に関することについて専決処分した旨の報告があり、同じくお手元に配付しました。

議案第1号から第4号までの上程説明並びに総括審議

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第3「議案第1号から第4号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

議案の上程については、議案4件を一括上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 本日、平成21年茂原市議会第2回臨時会を開会することになりました。おかげさまをもちまして、平成20年度決算にかかわる決算審査特別委員会も終了したところありますが、議員各位におかれましては、12月の議会を控えておるところ、大変お忙しい中、まことに御苦労さまでございます。

本日御提案申し上げます案件は、議案4件でございます。

議案第1号から第3号につきましては、本市の一般職職員の期末勤勉手当の支給割合を引き下げることに伴い、議会の議員及び特別職の職員の期末手当並びに教育長の期末勤勉手当についても、これに準じた引き下げを行うため、それぞれ所要の改正をしようとするものでございます。

次に、第4号につきましては、国家公務員及び千葉県職員の給与改定の状況にかんがみ、本市におきましても、一般職の職員の給与及び期末勤勉手当について所要の改正をしようとするものでございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（常泉健一君） 総務部長 松本文雄君。

（総務部長 松本文雄君登壇）

○総務部長（松本文雄君） 議案第1号から第4号までについて御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

まず、議案第1号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第2号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」あわせて御説明申し上げます。

本2案は、国家公務員及び千葉県職員の給与改定に準じ、本市の一般職職員の期末勤勉手当

の支給割合を引き下げることに伴い、議会の議員及び特別職の職員の期末手当についても、これに準じた引き下げを行うため、所要の改正をいたそうとするものでございます。

改正の1点目ですが、平成21年度において年間支給割合が4.35か月分であるものを独自削減分の0.2か月を含み0.35か月分引き下げ、4か月分に改正するものであります。

なお、本年度におきましては、既に6月に2.1か月分の支給がされておりますので、12月の支給割合を1.9か月分に改正し、年間支給割合を4.0か月分に改正しようとするものであります。

改正の2点目でございますが、平成22年度以降の期末手当の支給割合について、年間支給割合は4か月のまま、6月期を1.9か月分に、12月期を2.1か月分にそれぞれ改正しようとするものであります。

次に、議案第3号「茂原市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、本案は、同じく国家公務員及び千葉県職員の給与改定に準じ、教育長の期末勤勉手当につきましても、これに準じた引き下げを行うため、所要の改正をいたそうとするものであります。

改正の1点目ですが、平成21年度において、年間支給割合が4.4か月であるものを、一般職の職員の年間引き下げ分と同様に独自削減の0.2か月分を含み0.35か月分を引き下げ、4.05か月分に改正するものであります。

なお、本年度におきましては、既に6月に期末手当1.4か月分、勤勉手当0.7か月分の合計2.1か月分の支給がされておりますので、12月の支給割合を期末手当1.35か月分、勤勉手当0.6か月分に改正し、年間支給割合を4.05か月分にするものであります。

改正の2点目でございますが、平成22年度以降の期末勤勉手当の支給割合について、年間支給割合は平成21年度と同じく4.05か月分のまま、6月期を期末手当1.25か月分、勤勉手当0.65か月分、合計1.9か月分に改め、12月期を期末手当1.5か月分、勤勉手当0.65か月分、合計2.15か月分に改正するものであります。

次に、議案第4号「茂原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、国家公務員及び千葉県職員の給与改定の状況にかんがみ、本市におきましても一般職職員の給与について、これらに準じた改正をいたそうとするものであります。

改正の1点目でございますが、給料表の改正に伴い、1級職から3級職の一部である若年層を除き、給料月額を引き下げをいたします。これにより、平均でマイナス0.18%、給料月額610円引き下げとなります。

改正の2点目でございますが、平成21年度に支給する期末勤勉手当の支給割合の引き下げを行うものであります。具体的には、年間支給割合が4.5か月分であるものを独自削減の0.2か月分を含み0.35か月分引き下げて4.15か月分に改正いたします。

なお、本年度においては、既に6月に期末手当1.4か月分、勤勉手当0.75か月分、合計2.15か月分の支給がされておりますので、12月の支給割合を期末手当1.35か月分、勤勉手当0.65か月分、合計2.00か月分に改正いたします。

改正の3点目でございますが、平成22年度以降の期末勤勉手当の支給割合について、年間支給割合は平成21年度と同じく4.15か月分のまま、6月と12月の支給配分を国及び県に準じて改正するものであります。6月期を期末手当1.25か月分、勤勉手当0.7か月分、合計6月期は1.95か月分に改め、12月期を期末手当1.5か月分、勤勉手当0.7か月分、合計2.2か月分に改正いたそうとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（常泉健一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後1時42分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後1時58分 開議

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

最初に、議案第1号についての質疑を許します。

平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） 議案第1号から4号まで給与関係ですので、あわせてここで3点ほどお伺いをしたいと思います。

1つは、今回の給与改定によって市の財政の全体的な影響額、これがどれくらいになるのかがお伺いしたい。また、特別職、教育長、議員、一般職とそれぞれ分けてまた具体的にお伺いをしたいことが、これが1点目です。

2点目は、今回のこの給与改定、どういう職員に影響があり、また、1人あたりどれくらいの引き下げとなるのか、これもまた具体的にお伺いをしたいと思います。

3点目は、この賃金引き下げ、これについて、職員組合との交渉、その経過と結果についてお伺いをしたい。

以上、3点、お願いいたします。

○議長（常泉健一君） ただいまの平ゆき子議員の質疑に対し当局の答弁を求めます。

総務部次長 中山 茂君。

○総務部次長（中山 茂君） それでは、ただいまの平議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大きく3点ございました。このたびの人事院勧告に基づく給与改定の実施による影響額はどの御質問でございますが、平成21年度における影響額につきましては、総額で4120万円余が減額となります。内訳でございますが、まず議員分といたしましては158万円、特別職及び教育長分としましては30万円、一般職員分で3932万円余でございます。

次に、2点目でございます。どのような職員に影響があり、また1人あたりどれくらいの引き下げになるのか、具体的に示してくれということでございますが、今回の改定に伴いまして、給料表の改定部分につきましては、初任給を中心とした若年層、おおむね30歳未満の職員でございますが、これを除く全職員が給料月額引き下げ対象となっております。1人あたりの引き下げ額でございますが、平均で月額610円の引き下げ、最高で月額1300円の引き下げとなります。また、期末勤勉手当でございますが、支給割合の引き下げにつきましては、若年層を含むすべての職員を対象としております。1人あたりの引き下げ額でございますが、平均で5万1389円の引き下げとなります。

次に、3点目の御質問でございます。今回の改定につきまして、職員組合との交渉はどうだったのかとの御質問でございますが、今回の改定の実施にあたりましては、職員組合と三度の交渉を行ってまいりました。まず10月16日に行った職員課長交渉をはじめとし、11月2日に総務部長交渉、11月16日には市長・副市長交渉を行いました結果、11月20日に本条例改正案の内容で合意をしたところでございます。

なお、職員組合との合意内容につきましては、本臨時会において御審議いただく給料表の改定及び期末勤勉手当の支給割合の引き下げ改定のほかに、現在独自削減をしております地域手当の一部を復元し、支給率について、平成22年1月から0.5%を引き上げまして2.5%とする内容も含まれております。この地域手当につきましては、茂原市職員の給与の支給に関する規則におきまして規定をされている事項でございますので、今後規則改正により対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（常泉健一君） 再質問ありますか。

平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） 1点ほど。今回の給与改定によって、30代前の方というんですか、そういう若年の方には一応配慮されているというようなことなんですが、教育費や家のローンなど大変なことだと思いますが、こうした給与引き下げは職員のどういう部分に影響が出てくるのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（常泉健一君） 再質問に対し当局の答弁を求めます。

総務部次長 中山 茂君。

○総務部次長（中山 茂君） 職員のどういう部分に影響がという御質問でございますけれども、まず1点目といたしましては、退職手当への影響が考えられます。次に2点目といたしましては、退職後の年金受給額への影響が考えられるところでございます。以上でございます。

○議長（常泉健一君） 平議員の質問は規定の回数に達しました。さらに質問ありますか。よろしいですか。

他にありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、次に、議案第2号についての質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、次に、議案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、次に、議案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第1号から第4号については委員会付託を省略することと決定しました。

これより討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

(9 番 平ゆき子君登壇)

○9番(平ゆき子君) 日本共産党を代表しまして、反対討論を行います。

反対する案件は、議案第4号、茂原市職員の給与に関する条例の制定について反対をし、その理由を述べます。

今回の一般職員の給与改定は、人事院勧告に基づく賃金の引き下げを強行するものです。基本給に関しては、若年層には配慮して1級から3級については引き下げないとはいえ、期末勤勉手当を合わせると1人あたり年平均5万9000円の賃下げとなるだけでなく、本給引き下げは退職金や年金にも影響します。

この間に行われてきた市独自の財政健全化による賃金引き下げも続き、職員の生活をさらに悪化させることとなります。公務員であれ、民間であれ、賃金の引き下げは労働者とその家族の生活にとって重大な影響をもたらすだけでなく、地域経済に与える打撃も深刻です。むろん、茂原市の市税収入減につながり、財政悪化に拍車がかかることになるのではないのでしょうか。

さらに、こうした賃金引き下げは、民間も、公務員も一層の賃下げとなる悪循環を招くこととなります。現に今、日本経済に起きているデフレ減少は、労働者の賃金が1992年の金額に戻っており、懐が寂しいからものを買えない、売れないから値段を下げる、値段を下げてでも利益を上げるために賃金を下げる、さらに購買力が下がり経済が冷え込むという悪循環に陥るなど、国民の所得低下に起因しています。この人事院勧告は、本来労働者に保障されている団結権、団体交渉権、ストライキなど、労働基本権を奪われた代償措置として、公務員労働者の利益を守る役割を担っています。

ところが、2002年に小泉内閣が打ち出した総人件費抑制政策が、本来中立であるべき人事院にも押しつけられ、それ以降は賃金引き下げの旗振り役となり、この制度そのものの存在意義が厳しく問われるものです。今必要なことは、雇用破壊が広がった規制緩和路線を見直し、雇用を守るルールある経済社会の実現と5兆円規模に膨れ上がった軍事費の大幅削減、不要不急の大型公共事業の中止、延期など、さらに大企業に、能力に応じた適切な負担を求めることで日本経済を立て直し、市民の暮らし、応援する方向に切り換えることです。

こうしたことから、市職員の生活を守り、地域経済や市財政の立て直しを図るためにも、本議案に反対するものです。

以上で討論といたします。

○議長(常泉健一君) 他に討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（常泉健一君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、議案第1号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（常泉健一君） 起立全員と認めます。したがって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（常泉健一君） 起立全員と認めます。したがって、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号「茂原市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（常泉健一君） 起立全員と認めます。したがって、議案第3号は可決されました。

次に、議案第4号「茂原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（常泉健一君） 起立多数と認めます。したがって、議案第4号は可決されました。

以上で、今臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案第1号から第4号までの上程説明並びに総括審議

○出席議員

議長 常 泉 健 一 君

副議長 深 山 和 夫 君

1番	飯 尾 暁 君	2番	前 田 正 志 君
3番	矢 部 義 明 君	4番	金 坂 道 人 君
5番	中 山 和 夫 君	6番	山 田 きよし 君
7番	細 谷 菜穂子 君	8番	森 川 雅 之 君
9番	平 ゆき子 君	10番	鈴 木 敏 文 君
11番	ま ず だ よしお 君	12番	田 丸 たけ子 君
13番	加 賀 田 隆 志 君	14番	腰 川 日 出 夫 君
15番	伊 藤 すすむ 君	17番	勝 山 穎 郷 君
18番	初 谷 智 津 枝 君	20番	関 好 治 君
21番	早 野 公 一 郎 君	22番	三 枝 義 男 君
24番	市 原 健 二 君	25番	田 辺 正 和 君
26番	金 澤 武 夫 君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

19番 三 橋 弘 明 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	長谷川 正 君 (行財政改革推進本部長)
教 育 長	古 谷 一 雄 君	総 務 部 長	松 本 文 雄 君
企 画 財 政 部 長	平 野 貞 夫 君	市 民 環 境 部 長	風 戸 茂 樹 君
健 康 福 祉 部 長	古 山 剛 君	経 済 部 長	川 崎 清 一 君
都 市 建 設 部 長	古 市 賢 一 君	教 育 部 長	國 代 文 美 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	中 山 茂 君	企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	片 岡 繁 君
企 画 財 政 部 次 長 (財政課長事務取扱)	今 関 正 男 君	市 民 環 境 部 次 長 (生活課長事務取扱)	渡 邊 輝 夫 君
健 康 福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	大 野 博 志 君	経 済 部 次 長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	山 崎 春 雄 君
都 市 建 設 部 次 長 (建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	河 野 正 善 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市政策課長事務取扱・ 都市政策担当・ 本納駅東地区 土地地区画整理担当)	酒 井 達 夫 君
教 育 部 次 長 (庶務課長事務取扱)	斉 藤 勝 君	職 員 課 長	相 澤 佐 君
企 画 政 策 課 長	岡 本 幸 一 君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	金 坂 正 利
主 幹	鈴 木 均
局 長 補 佐 (庶務係長事務取扱)	宮 本 浩 一

☆ ☆

○議長（常泉健一君） これをもちまして、平成21年茂原市議会第2回臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

午後2時12分 閉会

☆ ☆

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年12月18日

茂原市議会議長 常 泉 健 一

茂原市議会副議長 深 山 和 夫

茂原市議会議員 ますだ よしお

茂原市議会議員 田 丸 たけ子